

# かけはし

WELFARE INFORMATION

編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）  
平成26年8月15日発行 ■電話 (079) 662-0160 ■FAX (079) 662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv  
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/

▶ボランティアが心を込めて寄せ植えしました（7月14日、大屋保健センター）

## ボランティアがひとり暮らし高齢者へ友愛訪問



## 花と絵手紙のメッセージカードを届ける



7月14日、ボランティアの8グループ20人が寄せ植えした花を、大屋地域の85歳以上のひとり暮らし高齢者62人に届け、友愛訪問を行いました。  
訪問先では「元気にしとんさるか」「暑くなるで水分たくさんとってよ」「何か困りごとがあればいつでも声かけてよ」など一人ひとりに声を掛けながら、花と絵手紙のメッセージカードを手渡しました。  
受け取った高齢者は「きれいなお花をありがとう。大切に育てるわ」「ひとり暮らしは心細いけど、地域の方が世話してくれるので安心して生活できるわ」と笑顔で話し、ボランティアの藤岡勝子さんは「皆さんがとても喜んでくれたので良かったです。多くのグループが協力して活動できることが大屋の良さなので今後も続けていきたいです」と抱負を述べていました。

# みんなできつくるみんなのしあわせ

## 地域福祉の担い手「福祉委員」716人を委嘱

社協では、第2次地域福祉推進計画の重点事業として「小地域での見守りあい活動」をすすめています。

誰もが支えあい、助けあいながら安心して暮らせるまちづくりをめざし、福祉委員の設置と福祉委員、区長、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員等を構成員とする「福祉連絡会」の活動を支援しています。

今年度は716人に福祉委員を委嘱しています。各区の福祉連絡会のメンバーが集まり、福祉防災マップ更新に取り組んだ「地区福祉委員会」の様子をご紹介します。



▲各地区で開催された福祉委員会（=6月30日、コミュニティセンターやぶ）

### ◆各地区で福祉委員体制整う

6月18日から7月8日まで、市内19カ所で福祉委員、区長、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員等を対象とした「地区（校区）福祉委員会」を開催しました。

この会は、各区の情報交換や学習の場として年3回実施しています。

### ◆福祉防災マップを更新

今回は、新任福祉委員に委嘱状を交付したほか、委員長、副委員長の選任、福祉委員や福祉連絡会の役割についての説明、前年度の各区の取り組みをスライドや写真で紹介しました。

今年度も、区内の危険箇所や避難所、災害時に支援が必要な人を関係者間で確認する「福祉防災マップ」の更新を行いました。

状態が変わった人や新たに登録を希望する人、防災情報の追加などについて話し合い、どの会場も、丁寧にマップの見直しが行われました。参加者からは「更新したマップを活用するため、消防団を含めて、区でもう一度打合せ会議をもちたい」と、9月に開催される養父市一斉災害避難訓練に向けて意気込みも聞かれました。

## 福祉連絡会研修会のご案内

毎年、福祉連絡会の学習の場として、各地域で福祉連絡会研修会を開催しています。今年度は、集落のみんなで地域づくりに取り組む「町内・集落福祉」をテーマに研修会を行います。

日程は下記のとおりです。

### ●八鹿地域・養父地域（合同）

日時：8月28日（木）19：30～  
場所：養父市立ビバホール

### ●大屋地域

日時：9月4日（木）  
19：30～  
場所：大屋市民センター

### ●関宮地域

日時：9月5日（金）  
19：30～  
場所：関宮ふれあいの郷

◆講演 「廃校舎『森の巣箱』未来への挑戦」  
～床鍋地区住民による集落活性化～

◆講師 農村交流施設「森の巣箱」運営委員会  
会長 大崎登氏（高知県津野町）

## 福祉防災マップって？

災害時に支援が必要な人（要援護者）を、関係者間で確認することで、いざという時の備えにするとともに、普段からの見守り、たすけあいの意識を高めることを目的に作成しています。このマップは、各区の福祉連絡会で、住民みずからの手で作られていることが特徴です。

要援護者から、あらかじめ「ささえあい・要援護者登録申請書兼カード」を提出していただき、社協、行政など関係機関が情報を共有することに同意を得たうえで、マップに掲載しています。



◀要援護者の情報を3種類のリンクに分け、ひと目で分かるように管理しています

# 住み慣れた地域で暮らしていけるように 安心地区推進協議会を開催

養父市社協は、兵庫県から委託を受け、平成24年度から「『安心地区』整備推進事業」を関宮地域で実施しています。

この事業は、在宅生活に不安を抱える高齢者や障がいのある人等に、在宅福祉サービスの拡充を図るモデル事業として実施し、25年度までに県内8地区で進められてきました。

関宮地域では、ふれあいの郷を拠点に、高齢者が健康でいきいきとした生活を送れるよう「いきいきサロン」を事業



▲サロンでトランプを楽しむ参加者



▲地域の課題について話し合う委員  
(=平成26年7月31日、関宮ふれあいの郷)

の柱として開催しています。

7月31日には、今年度第一回目の安心地区推進協議会を開催し、委嘱状の交付の後、正副委員長の選任や事業報告、出合校区協議会と連携して進めようとしているふれあい喫茶の開催について話し合いました。

また、委員から地域の課題について意見を出し合い、協議を深めました。協議会の委員は次の方々です。(敬称略)

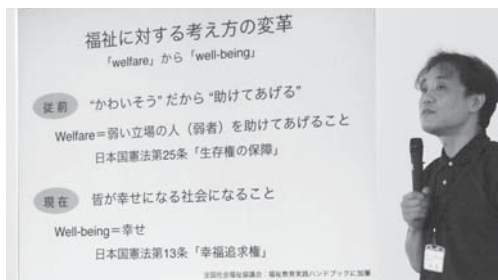
## 共に感じ、共に育つ 「福祉共育(教育)」 担当者連絡会を開催

7月30日、教員や教育委員会職員、社協職員など24人が参加し「養父市内小・中・高等学校福祉教育担当者連絡会」が開催されました。(会場：地域交流センター「福祉の杜」)

これは、市内の各学校で福祉教育を担当する教員や福祉関係者が、情報交換や研修を行い、連携を深めながら福祉教育を推進していくことを目的に行っているもので、今年で5回目になります。

最初に、但馬長寿の郷地域ケア課主任の中西智也さんから福祉教育の基本的な考え方や、現在の変化する社会情勢のなかで「福祉」を学ぶ意義について等の講演がありました。

中西さんは「福祉を自分の問題としてとらえることが大切だが、例えば、健康な人が障がいを持つ方の立場に立つというのは実際には難しい。そうではなく、障がいのある人と自分はどうのように関わることができるかを考えてみては」「一人ひとりの違いを認



▲みんなが幸せになる社会を築くことが「福祉」と話す中西さん(=7月30日、養父市社協「福祉の杜」)

め共感をもとに誰もが助け、助けられる双方向の関係性を育むことが福祉教育」と話しました。

その後は、グループにわかれ「地域住民と一緒に取り組む福祉教育プログラム」について話し合いました。

参加者からは「子どもたちが地域に住む人とふれあい、地域を知ることが大切」「ふれあい郵便をきっかけに、高齢者宅を訪問して直接話を聞く」「地域とのつながりを深めるために資源回収の時に(集めるだけでなく)高齢者宅に訪問して声をかける」など、様々な意見が出されました。

# 集まれ！支部社協

## 八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL：662-0160 FAX：662-0161

元気な笑い声が響く

### 米里区おしゃべり喫茶



夏真っ盛りの7月28日、米里交流センターで「おしゃべり喫茶」が開催され、高齢者を中心に20人が参加しました。

これは、夏の暑い一日を涼しい部屋に集まり、ゆっくりとおしゃべりを楽しもうと、福祉委員会と米里区女性ボランティアグループのひまわりの会が企画運営したものです。

認知症予防にもなる回想法を取り入れて、昔の生活を振り返り、懐かしみながら会話に花を咲かせ、頭の体操に漢字遊びや手を使ったレクリエーションに参加者は楽しみました。また、身近な出来事をユーモアたっぷりに詠んだサラリーマン川柳をスタッフが紹介すると、「それあるなあ」「ほんまやな」と大笑いしていました。

「今日はみんなで昔のこと

を思い出しながら話したわ。頭の体操もしたし、よかったで」と参加者。スタッフは「暑い日が続きますし、涼しい部屋でみんなが集まっておしゃべりするのには熱中症対策と介護予防にもなりますよ」と笑顔で話していました。



▲サラリーマン川柳から『忘れぬよう メモした紙を また探す』に会場は大笑い(=7月28日、米里交流センター)

## 養父支部

養父市広谷251-1 TEL：664-1142 FAX：664-2181

こころの病を理解し地域で支える

### 精神保健ボランティアグループ「ほほえみ」

精神保健ボランティアグループ「ほほえみ」が7月29日、やぶ保健センターで定例会を開催しました。

平成24・25年度にかけて市役所健康課と社協で共催した「精神保健ボランティア養成講座」を受講した28人が、修了後も「勉強したことを生かしたい」という思いから、昨年8月にグループを結成しました。

メンバーは、精神に障がいのある人などが通う就労支援事業所「かるべの郷ドリームワークス」を毎月第1木曜日に訪問し、畑仕事や洗濯物たたみ、洗車などをしながら利用者との会話をしています。

同事業所管理者の田路智子さんは「利用者の中には、第三者と接する機会が少ない方もいるので、ボランティアさんの存在は、利用者の世間がひろがり、とてもあ

りがたいです」と話していました。

代表の米田優まゆさん(天子)は「ボランティア活動を通じて、こころの病について理解をひろげ、精神に障がいのある人たちが、地域社会で元気に過ごせるよう、お手伝いができればと思います」と抱負を述べていました。

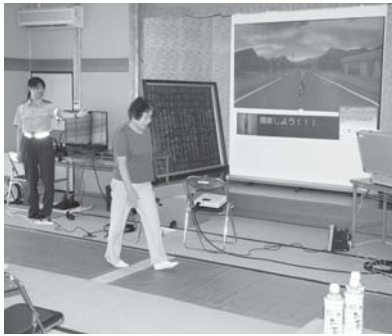


▲定例会では、活動での喜びや問題点などを話し合い、利用者との接し方や関わり方についても意見を出し合いました(=7月29日、やぶ保健センター)

## 大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL: 669-1598 FAX: 669-0093

▶歩行シミュレーションでは、映像を通じて道路横断中の危険を体験できます(7月25日、大屋高齢者コミュニケーションセンター)



大屋老人クラブは、高齢者の生きがいや健康づくりを目的とし、研修会や会食会など年4回開催しています。  
7月25日は36人が参加し、養父警察署交通課の藤原靖司氏と兵庫県警察本部高齢者交通安全教育隊(通称「スタウス」)の宮崎卓也氏と小加奈氏を講師に招き「高齢者のための交通安全教室」を行いました。  
教室では、スタウスの警

察官から道路を横断する際の安全確認の重要性や思い込みによる危険性について実演を交えた講話があり、参加者も歩行シミュレーションや交通安全自動車シミュレーターを体験し、通ルールやマナーを楽しく学びました。  
大屋老人クラブ会長の中島由英さんは「とても分かりやすく説明していただき会員の皆さんも勉強になったと思います。これから事故もなく安全に過ごせるよう心掛けたいです」と感想を述べていました。



▲交通安全自動車シミュレーターは、日常遭遇しやすい危険な場所を体験することで危険の予知能力を高めます

**道路横断時は「止まる・見る・待つ」の徹底を**  
**大屋老人クラブ交通安全教室開催**

## 関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL: 667-3248 FAX: 667-3351



▲じゃが芋の切り方を教わりました(=7月25日、関宮ふれあいの郷)

ボランティア活動の体験を通して福祉の心を育むことを目的に行う「夏休みボランティア体験教室」。7月25日、関宮小学校5・6年生児童5人が「いきいきサロン関宮」の食事作りと利用者との交流をしました。  
児童は、食事作りボランティア「レタスクラブ」のメンバー3人に野菜の切り方を教わったり、学校のことなどを話したりしながらカレーライス、マカロニサラダとフルーツポンチなどを楽しみ調理しました。

午後はいきいきサロンに参加。自己紹介では「ああ、あの家の子どもさんかあ」との声が利用者から聞かれ、一緒に体操をしたり、歌や手遊び、足で輪送りをしたりして交流しました。  
5年生の川濱華代さん(八木谷)からは「今まであまりしたことのない料理や、片づけをみんなで協力してできて、自分でもびっくり。お年寄りのみなさんと遊ぶのも楽しかったです」との感想が聞かれました。



▲体操の終わりにはみんなで手をつないで「バンザイ！」

**「お年寄りと一緒に遊んで楽しかったよ」**  
**夏休みボランティア体験教室**

# 居宅介護支援事業所です

私たち、養父市社会福祉協議会居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、利用者の方の立場に立ち、その「望む暮らし」に寄り添うこと、家族の方の「想い」を大切にすることを常に心がけ、利用者・家族の皆さまに信頼される事業所をめざして業務に励んでいます。

介護サービスについてのお問い合わせや、介護に関することなど、お気軽にご相談ください。



**【問い合わせ先】**  
**養父市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所**  
 養父市八鹿町下網場 320 番地 福祉の杜 2 階      電話：662-0666

聞こえに難しさのある子どもを持つ保護者の方へ

## 「ぐるんぱの会」のご案内

「ぐるんぱの会」は、但馬地域にお住まいの聞こえに難しさのある子どもを持つ親の会です。

保護者同士や子どもたち（兄弟）と一緒に交流、意見交換、勉強会など様々な活動をしています。興味のある方は、ぜひご参加ください。

また、会の趣旨に賛同いただける賛助会員、イベント開催に協力していただけるボランティア会員を募っています。

詳しくは下記までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

ぐるんぱの会事務局

住所：豊岡市城南町23-6

豊岡健康福祉センター2階

電話：0796-24-8008

FAX：0796-24-8288



|             |                |                |                |                |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ● 子育てサロンそよ風 | ● 子育てサロン高柳     | ● 子育てサロン関宮     | ● 子育てサロン伊佐     | ● 子育てサロンすくすく   |
| 場 所         | 場 所            | 場 所            | 場 所            | 場 所            |
| ふれあいいきいき    | 高柳ふれあい倶楽部      | 関宮ふれあい郷        | 伊佐ふれあい倶楽部      | 三宅団地集会所        |
| 9月1日・8日(月)  | 8月27日(水)       | 8月25日(月)       | 9月1日(月)        | 9月9日(火)        |
| 10:00～11:30 | 10:00～11:30    | 10:00～11:30    | 10:00～11:30    | 10:00～11:30    |
| ● 子育てサロン    | ◆ 大屋放課後プレパーク   | ◆ 多胎児サークルピーナッツ | ◆ 関宮放課後プレパーク   | ◆ 多胎児サークルピーナッツ |
| 場 所         | 場 所            | 場 所            | 場 所            | 場 所            |
| ふれあいいきいき    | 健康増進施設軒下       | ふれあいいきいき       | 大屋小学校          | ふれあいいきいき       |
| 9月12日(金)    | 9月12日(金)       | 9月12日(金)       | 9月8日(日)        | 9月12日(金)       |
| 10:00～11:30 | 14:30～16:26(日) | 10:00～11:30    | 14:30～16:29(日) | 10:00～11:30    |

場所が変更になりました

## 子育てサロン・放課後プレパークの案内

## 今月の かけはしさん



濱 美和さん  
(八鹿町大森)

私は知人から「お弁当を高齢者の方に届けるボランティアがあるけどしてみない」と誘われたことがきっかけで、毎週水曜日の仕事が休みの日に配食ボランティア活動をしています。私の実家には102歳になる元気な祖母がいます。頭もすっかりしていて、口もなかなか達者です。地域の皆さんや施設にもお世話になっており、恩返しもかねて今後も地域の役にたてるように、できる限りボランティア活動を続けていきたいと思っています。

## 善意銀行だより

平成26年6月16日〜平成26年7月15日(敬称略)

預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています  
養父市善意銀行へ寄付金の預託をされた方は寄付金控除を受けられる場合があります

|        |        |        |           |
|--------|--------|--------|-----------|
| ▼香典返し  | 畑ケ中    | 綿貫 勝実  | 30,000円   |
|        | 夏梅     | 栃尾 孝志  | 30,000円   |
|        | おつみ    | 伊藤 恵   | 30,000円   |
|        | 関宮     | 故 朝倉 茂 | 30,000円   |
|        | 丹戸     | 田沢 公男  | 50,000円   |
|        | 京都府相楽郡 | 山口 愛子  | 20,000円   |
| ▼善意の寄附 | 匿名     |        | 5,000円 1人 |
| ▼物品の寄附 | 中間     | 上垣 巖   |           |
|        | 筒 レタス  | じゃがいも  |           |
|        | 赤しそ 梅  | べにばな   |           |
|        | 三宅     | 村崎 茂   |           |
|        | 座布団    |        |           |
|        | 安井     | 栃下 亀雄  |           |
|        | 玉ねぎ    |        |           |
|        | 向三宅    | 井上建設   |           |
|        | 耕作用土   |        |           |
|        | 匿名     |        | 5人        |

紙おむつ 流動食  
かぼちゃ じゃがいも  
キュウリ

▼寄附金 19万5,000円  
●ありがとうございました。

### 「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーン 協賛事業

## 養父市社会福祉協議会設立10周年記念 養父市社協のつどい2014

# 11月1日(土)開催

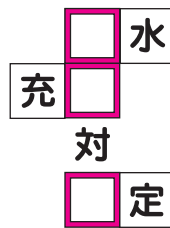
- ◆ 会場 養父市立ビバホール  
養父市養父公民館
- ◆ 参加者 市民一般、社会福祉関係者

※ 詳細は、開催チラシでお知らせします。  
みなさまのご参加をお待ちしております。



## パズルタイム

□にあてはまる漢字の文字を考えると、ことばを完成させましょう。  
■ヒント 今年の夏も暑いですが工のために。



■応募方法 はがきまたは、FAXに答えと住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号、「かけはし」をお読みになったご意見・ご感想をお書き添えの上、「応募ください」。  
正解者の中から抽選で5名さまに図書カードを贈ります。

■〆切 平成26年8月31日必着

■応募先 〒667-0022  
養父市八鹿町下網場320  
「福祉の杜」内  
養父市社会福祉協議会  
FAX 662-0161

★前回の答えは  
『蟬時雨』でした

- 松原 亜子さん(諏訪町)
- 山根 照子さん(栄町)
- 池田 一成さん(九鹿)
- 西垣 響さん(和多田)
- 岩佐 豊さん(中瀬)

以上5名の方が当選されました。  
おめでとうございます。

# 総合相談所のご案内

いずれも相談無料

## 心配ごと相談・結婚相談

13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 8月22日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 9月5日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 9月12日(金) 社協養父支部
- ◆ 9月19日(金) 大屋保健センター

## 弁護士による無料法律相談

13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成26年9月17日(水)
- 場 所 大屋保健センター
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 電話 662-0160

## くらしの法律相談

8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

## 教えて弁護士さん!



### 第81回「任意後見制度」のはなし

Q 以前のセミナーで、成年後見制度の話を書きましたが、この制度は、判断能力に問題が生じてからでないと利用できないとのことでした。

私は、身寄りもなく一人で生活していますが、自分が認知症になった場合など、将来のことが不安です。私のように、今の時点で判断能力に問題のない人が利用できる制度はないのでしょうか。

A 裁判所に申立をして後見人を選んでもらう「法定後見」制度では、判断能力に問題が生じてからでないと利用することはできません。

そして、今回の質問のように、今は元気だけれど、将来認知症になったときに誰も財産管理や身の回りのことをしてくれる人がいないので心配だ、という方については、「任意後見」制度を利用することが考えられます。

任意後見制度は、財産管理や身の回りのことを配慮してくれる人を自分で選び、その人と願う内容と費用を決めて契約をするものです。大事なことを契約で決めるので、公証役場へ行って公証人に作成してもらうことになります。



中庭 ひなた 陽咲ちゃん 3歳6か月(左)  
そうた 蒼大ちゃん 8か月(右)  
(大杉・姉弟)



宝

うちげえの

## お母さんの香さんに聞きました♪

### ◆名前はどうにつけましたか？

陽咲は太陽の光が温かいように人を思いやれる子に、蒼大は大きく蒼い空のように広い心を持った子にという願いを込めました。

### ◆今、興味をもっていることはなんですか？

陽咲は絵を描いたり絵本を見たりすることが大好きです。蒼大は少しずついろいろなこと、自分で動けることが嬉しそうです。

### ◆ご両親から一言メッセージ

いつも二人の笑顔に元気をもらっています。これからも姉弟仲良く明るく元気で大きくなってね。

また、亡くなった後にどこのお寺に納骨してもらおうか等の死後事務についてや、誰に遺産を渡すかなどの遺言についても、任意後見の契約と共に決めておくことが可能です。

このように、任意後見契約は、元気なうちに将来の不安に対応できるように契約をすることができますが、その効力は契約した後すぐに生じるものではありません。実際に判断能力に問題が生じた後、任意後見人が適切に活動しているかチェックする後見監督人を選んでもらった時点で、効力が生じることになります。

通常は、任意後見人となる人が、本人の様子を定期的に確認し、判断能力に問題が出始めたら、必要な手続を行うことになっています。

ただ、任意後見人に悪意があれば、本人の判断能力に問題が生じたことを知りながら、あえて後見監督人を選んでもらわずに財産を使い込んでしまう、という事案が生じています。

そこで、元気なうちに契約ができるという長所がある反面、こういった危険があることも知っておいて下さい。また、任意後見人には、裁判所が選ぶ後見人とは異なり、人にたまされて高額な商品を買った場合に契約を取り消すための取消権が認められていない、という違いがあることも知っておく必要があります。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。

⑧ 第122号 かけはし